

## ◎ 特許権等の回復要件の緩和、第3者意見募集制度の創設、審判等の口頭審理等の手続の見直し、特許料の改定等

## 【法令名】

特許法等の一部を改正する法律

【掲載官報】	令和3年5月21日 号外第112号 7ページ
【法令番号】	令和3年5月21日 法律第42号
【管轄省庁】	経済産業省
【施行期日】	公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行 ※一部の規定を除く
【法令のあらまし】	<p><b>【一 特許法の一部改正関係】</b></p> <p>1 特許権等の回復要件の緩和 (一) 明細書等の翻訳文の提出、優先権の主張を伴う特許出願、特許出願審査の請求、特許料の追納又は特許管理人の選任の届出について、所定の期間内にできなかったことが故意でない場合には、一定の期間内に限り各手続をすることができることとした。(第36条の2第6項等関係)</p> <p>(二) (一)に規定する手続をする者が支払う手数料の上限額を定めることとした。(別表第11号関係)</p> <p>2 第3者意見募集制度の創設 特許権侵害訴訟等において、裁判所が第3者に対して意見を求めることができることとした。(第105条の2の11等関係)</p> <p>3 審判等の口頭審理等の手続の見直し 口頭審理等の期日における手続をオンラインで行うことができることとした。(第145条第6項等関係)</p> <p>4 通常実施権者の承諾の要件の見直し (一) 特許権の放棄において、通常実施権者の承諾を不要とすることとした。(第97条第1項関係)</p> <p>(二) 訂正審判の請求において、通常実施権者の承諾を不要とすることとした。(第127条関係)</p> <p>5 特許料の改定 特許料について、上限額を法定し、具体的な金額を政令で定めることとした。(第107条第1項関係)</p>

## 6 割増特許料の納付の免除

特許権者が、その責めに帰することができない理由により、所定の期間内に特許料を納付することができないときは、割増特許料の納付を不要とすることとした。(第 112 条第 2 項等関係)

### 【二 実用新案法の一部改正関係】

- 1 実用新案権等の回復要件について、一の 1 と同様の改正を行うこととした。(第 8 条第 1 項第 1 号等関係)
- 2 実用新案権侵害訴訟等における第 3 者意見募集制度について、一の 2 と同様の改正を行うこととした。(第 30 条関係)
- 3 実用新案登録料について、一の 5 と同様の改正を行うこととした。(第 31 条第 1 項関係)
- 4 割増登録料の納付について、一の 6 と同様の改正を行うこととした。(第 33 条第 2 項等関係)

### 【三 意匠法の一部改正関係】

#### 1 意匠の実施の定義の見直し

輸入の定義に、外国にある者が外国から日本国内に他人をして持ち込ませる行為を含めることとした。

(第 2 条第 2 項第 1 号関係)

#### 2 意匠登録料等について、一の 5 と同様の改正を行うこととした。(第 42 条第 1 項等関係)

#### 3 割増登録料の納付について、一の 6 と同様の改正を行うこととした。(第 44 条第 2 項等関係)

#### 4 意匠権等の回復要件について、一の 1 と同様の改正を行うこととした。(第 44 条の 2 第 1 項等関係)

#### 5 国際意匠登録出願における新規性喪失の例外の特例

国際意匠登録出願の出願人が、新規性喪失の例外の適用を受けるための証明書を、国際事務局に提出することができることとした。(第 60 条の 7 第 2 項関係)

#### 6 国際意匠登録出願の査定の方式の特例

国際事務局を経由した通知をもって、国際意匠登録出願の登録査定の謄本の送達に代えることができることとした。

(第 60 条の 12 の 2 関係)

**【四 商標法の一部改正関係】**

- 1 商標の使用の定義の見直し  
輸入の定義に、外国にある者が外国から日本国内に他人をして持ち込ませる行為を含めることとした。(第2条第7項関係)
- 2 商標権等の回復要件について、一の1と同様の改正を行うこととした。(第21条第1項等関係)
- 3 商標登録料等について、一の5と同様の改正を行うこととした。(第40条第1項等関係)
- 4 割増登録料の納付について、一の6と同様の改正を行うこととした。(第43条第1項等関係)
- 5 国際商標登録出願に係る手続の整備
  - (一) 国際事務局を経由した通知をもって、国際商標登録出願の登録査定の際の謄本の送達に代えることができることとした。  
(第68条の18の2関係)
  - (二) 個別手数料を、国際登録前にまとめて納付することとした。(第68条の30各項等関係)

**【五 工業所有権に関する手続等の特例に関する法律の一部改正関係】**

特許料等又は手数料の予納について、特許印紙ではなく現金をもってしなければならないこととした。(第14条第1項等関係)

**【六 特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律の一部改正関係】**

国際調査に関する手数料の上限額を引き上げることとした。(第18条第2項表1等関係)

**【七 弁理士法の一部改正関係】**

- 1 法人制度の見直し
  - (一) 弁理士が設立する法人の名称を「特許業務法人」から「弁理士法人」に変更することとした。(目次及び本則関係)
  - (二) 弁理士1人でも法人を設立できることとした。(第2条第7項等関係)
- 2 弁理士業務の追加
  - (一) 弁理士は、特許権侵害訴訟等において、裁判所が第3者に対して意見を求めた際に、当該意見の内容に関する第3者からの相談に応ずることを業とできることとした。(第4条第2項第4号関係)

## WestlawJapan 法令あらし

	<p>(二) 弁理士は、外国の行政官庁等に対する植物の新品種又は地理的表示に関する資料の作成等を行うこと等を業とできることとした。(第4条第3項第2号等関係)</p> <p><b>【八 経過措置等】</b></p> <p>1 この法律の施行に関し必要な経過措置を定めることとした。(附則第2条～第9条関係)</p> <p>2 この法律の施行状況に関する検討について必要な規定を設けることとした。(附則第10条関係)</p>
【改正される法令】	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 特許法 (昭和34年法律第121号)</li><li>・ 実用新案法 (昭和34年法律第123号)</li><li>・ 意匠法 (昭和34年法律第125号)</li><li>・ 商標法 (昭和34年法律第127号)</li><li>・ 工業所有権に関する手続等の特例に関する法律 (平成2年法律第30号)</li><li>・ 特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律 (昭和53年法律第30号)</li><li>・ 弁理士法 (平成12年法律第49号)</li><li>・ 戸籍法 (昭和22年法律第224号)</li><li>・ 地方税法 (昭和25年法律第226号)</li><li>・ 国税徴収法 (昭和34年法律第147号)</li><li>・ 住民基本台帳法 (昭和42年法律第81号)</li><li>・ 通関業法 (昭和42年法律第122号)</li></ul>